

令和3(2021)年度諮問(一)第5号
令和3(2021)年度答申(一)第5号

「生活保護法に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

下都賀福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

令和〇（〇〇）年7月〇日、審査請求人の内妻（以下「内妻」という。）が処分庁に来所し、同日認定の基本手当が76,528円と記載された雇用保険受給資格者証を提示した。

同月〇日、処分庁は同月〇日認定の基本手当76,528円を7月分の収入として認定し、その結果、7月分保護費に過支給が生じることから、その差額は8月分保護費に収入充当され、その保護費の支給額が減少した。

同年8月〇日、内妻が処分庁に来所し、同日認定の基本手当134,008円が記載された雇用保険受給資格者証を提示した。

同月〇日、処分庁は、同月13日認定の基本手当134,008円を同月1日付けで収入認定し、あわせて同年9月1日付けで当該収入認定を削除する本件処分を行った。この結果、8月分保護費に同額の過支給が生じたため、当該過支給の額は9月分及び10月分の保護費に収入充当され、その結果、9月分の保護費は支給されないことになった。

同年9月10日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定により、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審査庁は、行服法第43条第1項の規定により、令和3（2021）年4月30日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

内妻が令和〇(〇〇)年7月から雇用保険基本手当を受給したことにより保護費が減額され、同年9月分の保護費については、支給されなかった。

遅延となっている公共料金の支払いや食費、通院の交通費等を捻出せねばならず、また、生活保護開始前から支払いが滞っている家賃については、不動産会社と相談しながら支払っている状況のため、手持ちの現金は貴重である。

各種支払いと保護費の受給日のずれのため、手持ちの現金を残すのも大変であり、憲法第25条、法第3条にある健康で文化的な人間的な生活ができない。保護費の削除は、審査請求人の生活実態を無視したもので今後の生活設計が成り立たない。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

審査請求人の本件処分を違法又は不当とする主張には理由がないことから、本件審査請求は、行服法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁による収入認定の妥当性について

処分庁から提出された内妻の雇用保険受給資格者証によると、内妻の雇用保険基本手当受給額について、令和〇(〇〇)年8月〇日認定の基本手当134,008円が確認される。

保護は、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、認定した収入との対比によって決定するこ

ととされているため、審査請求人世帯においては、内妻が雇用保険基本手当を受給してもなお最低生活を充足し得ない不足分につき保護費を支給することになる。

また、収入の認定については、次官通知第8の2において月額によることとされ、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、また、次官通知第8-3(2)ア(ア)において失業保険金（現在の雇用保険の手当）については、その実際の受給額を認定することとされているため、令和〇(〇〇)年8月〇日認定の基本手当を8月分収入として処分庁が月額により収入認定したことは妥当である。

(2) 保護の変更決定の妥当性について

本件処分は、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8-3(2)ア(ア)のとおり認定した収入との対比によって保護の程度を決定し、法第25条第2項の規定により保護を変更したものであり、適正に行われたものと認められる。

また、本件処分の結果、8月分保護費に過支給が生じ、その過支給額を9月分及び10月分の保護費に収入充当している。これは8月分として134,008円を収入認定した結果、保護費の支給日（通常5日）以降の認定であることから、支給済保護費に過支給が生じたものであり、そのため、同月分については、過支給額134,008円を9月分及び10月分の保護費に収入充当したことによるものである。

これらの過支給額については、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第10-2(8)において、「収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（略）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされているため、8月分保護費の支給額の変更を行って生ずることとなった返納額を9月分及び10月分の収入充当額として計上し、その趣意を令和〇(〇〇)年8月〇日付け本件処分通知に明記し、審査請求人に通知し

たことについて、その取扱いに不当な点は見当たらない。

したがって、雇用保険基本手当の受給による世帯収入の増加により、当該世帯につき認定した最低生活費と増加後の収入との対比によって保護の程度を決定し、法第25条第2項の規定により保護を変更した本件処分は、法をはじめとして次官通知等の各規定に基づき適法かつ適正に行われたものと認められる。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令及び各種通知の規定に則って行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、適法かつ妥当な処分であると認められる。

第5 審査会の判断理由

1 本件審査請求について

(1) 収入認定について

法第4条第1項で保護の補足性については、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、法第8条第1項で保護の基準及び程度の原則については、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

また、収入の認定については、次官通知第8-2において、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、(略)適正に確認すること。」とし、次官通知第8-3(2)ア(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(略)については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

本件についてみると、内妻の雇用保険受給資格者証から、内妻が令和〇(〇〇)年8月〇日認定分の雇用保険基本手当134,008円を受給してい

ることが確認される。

このため、処分庁は、収入の認定について次官通知第8-2及び第8-3(2)ア(ア)により、8月に受給した雇用保険基本手当額を8月分の収入として認定している。

したがって、本件処分における収入の認定は、適法かつ適正に行われたものと認められる。

(2) 保護の変更決定について

具体的な保護の要否及び程度については、次官通知第10において「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって決定すること」とされている。

また、収入充当額の認定の変更については、局長通知第10-2(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」とされている。

本件についてみると、令和〇(〇〇)年8月の保護費は、最低生活費(143,590円)から7月以前に過支給となり8月に収入充当された額(92,228円)を引いた額(51,362円)が支給されているため、法で保障する最低生活費は満たされている。また、同月の保護費の支給後に内妻が雇用保険基本手当(134,008円)を受給したため、処分庁が法第25条第2項の規定により当該雇用保険基本手当を収入認定する保護変更を行ったものであり、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

次に、保護決定調書によると、本件処分の結果、8月分保護費に生じた過支給額134,008円を9月分及び10月分の保護費に収入充当していることが確認される。

当該過支給額については、局長通知第10-2(8)により、8月分保護費の支給額の変更を行って生ずることとなった返納額を9月分及び10月分の収入充当額として計上し、その趣意を本件処分通知に明記して通知しており、適正な手続であると認められる。この結果9月分の保護費が支給されないとしても、審査請求人世帯の収入は確保されており不当な点は見当たらない。

このため、審査請求人は、各種支払いと保護費及び雇用保険基本手当の受給日がそれぞれ異なることによって生活のやりくりで苦労している旨主張しているが、上記のとおり法第3条における健康で文化的な生活水準は維持されていると認められる。

また、本件処分において、令和〇(〇〇)年8月1日付けで行った収入認定による雇用保険金が削除されているが、これは、収入認定をしたまま変更を行わないとその認定額が翌月以降も反映されることとなるため、本件処分では8月のみの収入認定とし、9月以降同額での収入認定とならないよう同年9月1日付けで削除したものである。これは雇用保険基本手当が毎月同額受給するとは限らないことから、各月毎に実際に受給した雇用保険基本手当額をその都度収入認定するためのものであり、審査請求人世帯の保護に何ら影響を与えるものではない。

したがって、本件処分は、適法かつ適正に行われたものと認められる。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令等の定めに則り適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年4月30日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2021)年8月12日 (第36回審査会第3部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和3(2021)年9月9日 (第37回審査会第3部会)	・ 第2回審議

栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第3部会部会長 職務代理者
和 田 佐英子	宇都宮共和大学シティライフ学部教授	第3部会部会長

(五十音順)